

# 地方税法の一部が改正されました

6月は、市・県民税を納めていただく最初の月です。  
地方税法の一部が改正され、平成20年度の市・県民税と  
国民健康保険税の制度が次のように改正されました。

## 【市・県民税改正ポイント】

### ① 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了

昭和15年1月2日以前に生まれた人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人にかかる経過措置が廃止され、平成20年度から全額課税されます。

### ② 住宅ローン控除の創設

平成11年から平成18年末までに入居した人で、税源移譲に伴う税率の改正により平成19年分以降の所得税が減額となったため控除できる住宅ローン控除が少なくなる場合は、その分を翌年度の市・県民税から減額します。

### ③ 地震保険料控除の創設

従来の損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が創設されます（最高額：25,000円）。

ただし、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険については、従前の損害保険料控除が適用できます（最高額：10,000円）。両方を適用する場合は、地震保険料控除の最高額となります。

## 申告は必ず期限内に！

### 税源移譲における年度間の所得変動にかかる経過措置

税源移譲による税制改正では、平成19年度の住民税で税負担額が増え、平成19年分の所得税がその分減ることになりました。

しかし、退職などの理由で平成19年分の所得税がかからなくなると、所得税が減額されないまま住民税の負担のみが増えてしまいます。この税源移譲による影響を調整するため、平成19年度分に限り住民税を減額する措置があります。

#### 【対象者】

次の①と②の両方を満たす人

- ① 平成19年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く） > 所得税との人的控除の差額の合計額
- ② 平成20年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む） ≤ 所得税との人的控除の差額の合計額

※人的控除とは、配偶者控除や扶養控除などの所得控除のことで、所得税と市・県民税では控除額に差があります。

#### 【控除額の計算方法】

平成19年度の市・県民税額（調整控除を差し引いた後）から、税源移譲前の税率を用いて算出した税額を差し引いた金額が、減額されます。すでに納付していただいている人には、還付します。

#### 【申告方法】

この措置を受けるには**申告が必要**です。

該当すると思われる人には事前に『市民税・県民税 減額申告書』を送付しますので、期限までに市役所税務課または各支所総務商工課に提出してください。

ただし、転入などで平成19年度分の住民税が大洲市で課税されていない人は、該当する市区町村に申告が必要となります。

#### 【申告期間】 ○平成20年7月1日～7月31日

#### 【注意事項】

平成19年分の所得税がかからない人でも、まだ確定申告か住民税申告を済まされていない人は、1年間の収入状況を確認できないため、必ず申告するようにしてください。

（※収入状況が確認できない人は、今回の減額措置を受けられません。）

平成19年中に亡くなった人や海外で勤務していた人は平成20年度の課税所得を有しないため、今回の減額措置の対象とはなりません。

## 地方税の一部改正

### 【国民健康保険税改正ポイント】

#### ①国民健康保険税の算定に新たに「後期高齢者支援金等分」が加わります

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の開始に伴い、国民健康保険税の算定方法が変わります。これまで、国民健康保険税は医療分と介護分(40～64歳の人)を合わせて税額を算定していますが、新たに「後期高齢者支援金等分」も合わせて算定するようになります。

国民健康保険税の算定方法

平成19年度まで	平成20年度から
医療分(加入者全員)	医療分(0～74歳)
	後期高齢者支援金等分(0～74歳)
介護分(40～64歳)	介護分(40～64歳)

#### 後期高齢者支援金とは・・・

後期高齢者医療にかかる費用のうち、75歳以上の人が医療機関で支払う負担を除き、約5割を公費(国、県、市)、1割を75歳以上の人が保険料として納付し、残り約4割を0～74歳からの支援(後期高齢者支援金)として負担することになります。

※平成20年度の税率は6月下旬に決定します。

#### ②平成20年4月より年金からの特別徴収(天引き)が始まりました

平成20年4月1日時点で国民健康保険の被保険者全員が65～74歳である世帯は、平成20年4月から国民健康保険税が原則として世帯主の年金から天引き(特別徴収)されています。

※4月より特別徴収が開始されている人には、事前に通知書を送付しています。10月より特別徴収が開始となる人は7月に通知します。

#### ③2割軽減申請書の提出が不要になります

世帯主(擬制世帯の世帯主を含む)と国民健康保険加入者の前年中の所得の合計額が一定基準を超えない世帯については、国民健康保険税の減額制度(被保険者均等割と世帯別平等割の合計額のそれぞれ7割・5割・2割)があります。このうち2割軽減については申請書の提出が必要でしたが、7割・5割軽減と同様に不要となりました。減額制度に該当する場合は通知書に記載しますのでご確認ください。

#### ④公的年金等控除の見直しに伴う経過措置が終了します

昭和15年1月1日以前に生まれた人で、平成17年度の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があった人について、軽減判定所得金額・所得割額の算定における経過措置が終了し通常の課税となります。

**【問い合わせ先】** 市役所税務課市民税係 ☎24-2111 (内線129・130・131)  
 長浜支所総務商工課 ☎52-1111 (内線23・40)  
 肱川支所総務商工課 ☎34-2311 (内線212)  
 河辺支所総務商工課 ☎39-2111 (内線124)

税務署からのお知らせ

確定申告が間違っていたときの訂正方法は？

提出された申告書の再確認をしましょう

○申告もれの収入や所得控除の適用もれはありませんか？

○誤りがあれば、早めに税務署へご相談ください。

・申告書を提出した後で、税額が実際より少ない場合や還付金が多すぎた場合には、修正申告をして正しい税額に修正してください。

・申告書を提出した後で、税額が実際より多すぎた場合や還付金が少なすぎた場合には、更正の請求をすることができます。更正の請求ができる期間は、法定申告期限から一年以内です。

【問い合わせ先】

大洲税務署

☎243115

申告も納税も、パソコンで。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

自宅や事務所に居ながらにして申告や納税ができる「e-Tax」がご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

# 市職員を募集します。

## 大洲市役所

**採用予定職種、人員及び学歴など**  
 ○ 事務上級《大学卒》 4人  
 (今年度の採用予定職種は、事務上級のみです。)

**受験資格**

- ①日本の国籍を有する人
- ②地方公務員法第16条(成年被後見人など)に該当しない人
- ③昭和57年4月2日以降に生まれた人で、平成21年3月末までに大学を卒業(見込み)の人

**受付期間**

6月2日(月)～6月20日(金)  
 【インターネット】6月3日(火)～6月17日(火)】

**その他**

受験資格、試験日など詳しくは、地区回覧の「大洲市職員採用試験案内」または、大洲市公式ホームページをご覧ください。  
<http://www.city.ozu.chime.jp>

**問い合わせ先**

市役所人事秘書課  
 ☎242111 (内線312)

## 大洲病院

**採用予定職種**  
 看護師 8人程度

**受験資格**

- ①日本の国籍を有する人
- ②地方公務員法第16条(成年被後見人など)に該当しない人
- ③昭和54年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人又は平成21年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人

**受付期間**

6月2日(月)～6月20日(金)

**その他**

受験資格、試験日など詳しくは、地区回覧の「大洲市職員(看護師)採用試験案内」をご覧ください。大洲市立大洲病院事務課までお問い合わせください。

**問い合わせ先**

市立大洲病院 ☎242151

# 「お殿様公園」

## 開園式典を開催

「お殿様公園(大洲城三の丸南隅櫓公園)」の開園式典が4月20日(日)に開催されました。

この公園は、国指定重要文化財「大洲城三の丸南隅櫓」と国登録有形文化財「旧加藤家住宅主屋」の二つの文化財がある敷地を市が公園として整備したもので、その愛称として「お殿様公園」が選ばれました。

式典の中で、大森市長は「市民や観光客の方に気軽に足を運んでいただき、憩いの場として活用して欲しい。また、この公園の周辺には、大洲藩ゆかりの文化財もあるので、大洲城へとつながる新たな散策ルートとなるよう大いに期待している」などあいさつ。

愛称の名付け親となった村上知絵さん(平野町)は、「愛称は、映画『男はつらいよ』寅次郎と殿様』のロケ地になったことから、そのタイトルの『殿様』をとり、さらに親しみ易いよう頭に『お』を付けました。子どもの頃はいつも門が閉まっていて一度中が見てみたいと思っていたのですが、公園になると聞きとても嬉しく思い、応募しました」と笑顔であいさつをされました。また、公園の管理清掃を行う「お殿さま公園・愛する会」代表の有友恒男さんは、「このたび、地元で管理ができないかとお話をいただきお引き受けしました。市民の皆様をはじめ、観光

客の方がゆっくりくつろぐことができるよう頑張って管理していきたいと思えます」と話されました。式典の後、井上高明さんが尺八を演奏する中、表・裏両千家の先生方の指導により、大洲高校茶道部員が見事なお点前を披露し、出席者にお茶を振る舞いました。春のうららかな陽気のもと、ゆったりとした時間が流れていました。

◆開園時間◆

午前9時から午後7時 (4月～9月)  
 午前9時から午後5時 (10月～3月)

◆休園日◆

年末年始 (臨時休園あり)



▲大森市長から記念品を受け取る村上さん(右)

# 児童手当の現況届

児童手当を受給している皆さんへ

## 6月は「児童手当の現況届」

現在、児童手当を受給している人へ「児童手当現況届」を6月上旬に送付します。6月末までに必要事項を記入の上、市役所社会福祉課、各支所市民福祉課または各連絡所に提出してください。

止されず。必ず期限内までに提出してください。

問 現況届の書類はどうしたらもらえるの？

答 郵送でお届けします。6月中旬を過ぎても書類が届かない場合には、市役所社会福祉課か各支所市民福祉課までご連絡ください。

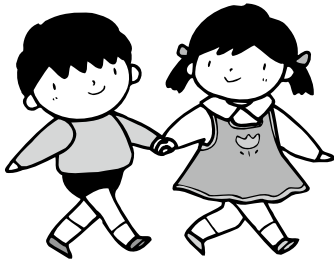
問 現況届に添付する書類はあるの？

答 厚生年金等加入者は、受給者本人の**保険証の写し**が必要です。また、平成20年1月1日現在、大洲市に住所がなかった人については**児童手当所得証明書(平成20年度用)**が必要です。住民票があった市町村役場から取り寄せてください。＊児童手当制度には、所得の制限限度額があり、所得が一定額以上の人は児童手当を受けられません。

◆公務員の方は、勤務先に申請してください。

### 提出・問い合わせ先

- 市役所社会福祉課地域福祉係 ②4 2 1 1 1 (内線 1 8 6)
- 長浜支所市民福祉課 ②5 2 1 1 1 (内線 2 9)
- 肱川支所市民福祉課 ②4 2 3 1 1 (内線 2 2 6)
- 河辺支所市民福祉課 ②9 2 1 1 1 (内線 1 5 3)



## 4地域の体育協会が合併

「新」大洲市体育協会発足



4月24日(木)大洲市大洲の市民会館で関係者約60人が出席して(新)大洲市体育協会設立総会が開かれ、旧市町村それぞれにあった4つの体育協会(スポーツ振興会)がこの日合併しました。昨年8月から5回に及ぶ会長会を経て、本年3月18日に設立準備委員会が立ち上げられ、合併に向けた準備が進められてきたものです。新市としてアマチュアスポーツの健全な普及促進を図り、併せてスポーツ精神の確立と市民体育の啓発奨励に資することが狙いとされ、種目団体や地域団体など38団体が加盟しました。総会では、平成20年度の事業計画や予算が協議されたほか、役員を選出が行われ、山中久夫さんが(新)大洲市体育協会の会長に選出されました。

来賓であいさつする山中会長と役員

また大森市長は、「市町村合併後いろいろな組織が新市にふさわしいものとなりました。体育協会は、数々の体育イベントで常に縁の下力持ちの役目を果たしてくれています。来るべき愛媛国体においても、ボランティアの力は不可欠で、そういった点でもご協力をいただければよろしくお願ひしたい」と述べました。今年度の大会等の運営については、今後の理事会で調整され新体育協会として、全市的に取り組んでいくこととなります。



▲あいさつする山中会長と役員